

栄養ケア・ステーションへの 登録をお願いします！

日頃より、会員の皆様には静岡県栄養士会の事業等にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
この度、栄養ケア・ステーション登録申請書を改定いたしましたので、新しい申請書による栄養ケア・ステーション登録をお願いすることといたしました。
新規登録者はもちろん、すでに登録している会員様にも登録申請書をあらためてご提出いただきたくお願い申し上げます。

すでに登録している会員様も、再度 登録申請書をご提出ください。

県民の健康維持増進及び生活習慣病予防に寄与することを目的に、地域に密着した栄養ケアを提供する地域拠点として、「栄養ケア・ステーション」があります。地域住民の方々が、自分自身で生活習慣における問題点に気づき、健康的な生き方を導き出せるよう地域に根付いた活動が必要と考えています。

栄養ケア・ステーション11項目の事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ①訪問診療・介護報酬にかかる栄養食事指導 | ⑦料理教室・栄養教室の講師 |
| ②訪問型の栄養食事指導 | ⑧健康・栄養に関するレシピや献立の考案 |
| ③保険診療外の栄養食事指導 | ⑨食品・栄養成分表示に関する指導・相談 |
| ④栄養・食に関する相談 | ⑩スポーツ栄養に関する指導・相談 |
| ⑤特定保健指導 | ⑪地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務 |
| ⑥セミナー・研修会の講師 | ※詳細は別紙参照 |

静岡県栄養士会会員であればどなたでも登録ができます。

可能なお時間での活躍をお願いします。栄養士会では、多方面にわたる栄養ケア・ステーション事業を行うために、人材の育成を進めるとともに、事業を担当できる人材の確保を必要としています。ご自身のさらなるスキルアップにもつながりますので、是非、ご登録をお願いいたします！